

令和 7 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

◎中山間地域等直接支払制度とは

農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、農業生産活動等を通じ国土の保全、水資源のかん養、良好な景観の形成、国民に保健休養の場を提供するなどの多くの多面的機能を有しています。しかし、中山間地域等は、傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域であることから、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されています。

本制度は、中山間地域等において農業生産活動等を継続しながら耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、国民の理解の下に、平地地域との生産条件に関する不利を補正するための交付金を交付する制度として、平成12年度から実施してきており、令和 7 年度からは新たに第 6 期対策が開始されております。

令和 7 年度、吉野川市においては、山川、美郷地区で実施しました。

つきましては、中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の規定に基づき、「令和 7 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況」を公表します。

1 集落協定の申請状況

集落協定 9協定 (山川地区3協定、美郷地区6協定)

個別協定 1協定 (美郷地区1協定)

合 計 10協定 (山川地区3協定、美郷地区7協定)

2 各集落等に対する交付金の交付状況

協 定 名	農家数(人)	協定面積合計(m ²)	交付金額合計(円)
旗 見	2	12,246	78,679
西 山 第 一	5	15,098	136,519
久 宗	28	69,665	886,637
奥 丸	3	32,536	303,583
宗田・毛無	5	49,850	406,787
古井・倉羅	10	44,639	403,209
田平・宮倉	3	6,369	58,594
種 野	12	95,627	702,445
大野・丸山	5	28,288	275,665
阿 波 茶 園	(個別協定)	27,964	210,983
合 計	73	382,282	3,463,101

3 協定による農用地の維持・管理等の実施状況

各集落において、農用地や水路、農道等の維持管理、また、周辺林地の下草刈りが実施されました。

4 協定における目標及び当該目標への取組状況等

後継者の確保、耕作放棄地の減少を目指し、集落全体での共同活動を活発化させ、持続的な体制整備の維持を図っています。

さらに、農業生産の安定化のため、有害鳥獣対策では柵や檻の設置、勉強会を行っています。また、集落での機械共同利用により農業生産の強化を目指しています。

【問い合わせ先】

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市 産業経済部

農林業振興課 農業振興係

TEL 0883-22-2228 FAX 0883-22-2237